

検討事項案その4 (第4 仲裁廷の審理判断権限について)

【目次】

- 1 仲裁廷の審理判断権限について自ら判断する権能について
 - (1) 仲裁廷の審理判断権限について自ら判断する権能の有無について
 - (2) 仲裁廷が審理判断権限を有しない等の主張の提出時期その他について
 - (3) 仲裁廷の判断の態様について
 - (4) 仲裁廷の判断についての裁判所に対する不服申立てについて
- 2 仲裁廷による暫定的措置について

1 仲裁廷の審理判断権限について自ら判断する権能について

- (1) 仲裁廷の審理判断権限について自ら判断する権能の有無について

【仲裁検討会資料6の 1 参照】

仲裁廷は、付託された紛争について審理し、仲裁判断を行う権限を有するかが問題となった場合においては、モデル法（模範法）第16条第(1)項に
ならい、自らその権限の有無について判断する権能を有し、その判断には仲裁
合意の存否や効力に関する当事者の主張について行うものを含むものとする。

【説明】

枠内に示した考え方は、仲裁によることを欲しない当事者が仲裁手続の延引を図る策に出ることを防止し、仲裁手続の促進と円滑な進行を確保することを期するものである。

【コメント】

裁判所の判断権を排除するものとしての Kompetenz-Kompetenz-Klausel については規定しないとするかどうか。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕
 - 「(1) 仲裁廷は、仲裁合意の存在又は効力に関する異議を含む自己の管轄に関して決定する権限を有する。この場合、契約の一部を構成する仲裁条項は、契約の他の条項から独立した合意として扱われる。契約を無効とする仲裁廷の決定は、法律上当然に仲裁条項を無効とするものではない。」
- ・ ドイツ法第1040条〔仲裁裁判所の自己の管轄権を決定する権限〕
 - 「(1) 仲裁裁判所は、自己の管轄権について及びこれに係る仲裁契約の成立又は有効性について裁判することができる。
 - (2) この場合には、仲裁条項は、仲裁契約の他の条項から独立した合意として扱われる。」
- ・ 韓国法第17条〔仲裁判断部の判断権限に関する決定〕
 - 「(1) 仲裁判断部は、自己の権限およびこれに関連した仲裁合意の存否又は有効性に対する異議に対して、決定をすることができる。この場合、仲裁合意が仲裁条項の形式としてなされているときには、契約の中のその他条項の効力は、仲裁条項の効力に影響を与えない。」

(2) 仲裁廷が審理判断権限を有しない等の主張の提出時期その他について

【初出】

当事者が仲裁廷の審理判断権限の有無や範囲を問題とする場合において、その主張の提出時期等については、モデル法(模範法)第16条第(2)項に準じ、次のとおりとするものとする。

ア 仲裁廷が審理判断権限を有しないとの主張は、本案についての答弁がされる前にしなければならない。

イ 仲裁廷が付託された範囲を超える事項について審理し、又は判断しようとしているとの主張は、その事由が生じた後速やかにしなければならない。

ウ 当事者は、ア及びイに反する時機に後れた主張をすることはできない。ただし、仲裁廷は、その遅延が正当な理由(やむを得ない理由)に基づくと認められる場合には、その主張を許すことができる。

【説明】

枠内に示した考え方は、仲裁手続の迅速円滑な進行を確保するため、仲裁廷が審理判断権限を有しない等の主張の提出時期に制限を付するものである。

(参考)

・ モデル法第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕

「(2) 仲裁廷が管轄を有しないとの主張は、答弁提出前になされなければならない。当事者は、仲裁人を選定し、又は仲裁人の選定に参加したとの事実によって、かかる主張をすることを妨げられない。仲裁廷がその権限の範囲をこえているとの主張は、その権限の範囲外であると主張される事項が仲裁手続中提起された後速やかに行われなければならない。仲裁廷は、いずれの場合にも、遅延に正当な理由ありと認めるときは、時機に遅れた主張を許すことができる。」

・ ドイツ法第1040条〔仲裁裁判所の自己の管轄権を決定する権限〕

「(2) 仲裁裁判所が管轄権を有しないとの異議は、遅くとも答弁書の提出と共にしなければならない。当事者は、仲裁人を選定し又は仲裁人の選定に関与したことにより、その異議の提出を妨げられることはない。仲裁裁判所がその権限を超えているとの異議は、そう主張される事由が仲裁手続の審理に上程されたならば直ちに提出しなければならない。仲裁裁判所は、いずれの場合においても、当事者が異議の提出の遅延について十分弁明したときは、遅延した異議を許すことができる。」

・ 韓国法第17条〔仲裁判断部の判断権限に関する決定〕

「(2) 仲裁判断部の権限に関する異議は、本案に関する答弁書を提出するまで提出されなければならない。この場合、当事者は、自己が仲裁人を選定したか、または選定手続に参加したとしても、異議を提出することができる。
(3) 仲裁判断部が仲裁手続進行中にその権限の範囲を逸脱したとの異議は、その事由が仲裁手続で取り扱われてから直ちに提出されなければならない。
(4) 仲裁判断部は、第2項および第3項の規定による異議が同項に規定された時期より遅れて提出されても、その遅延に正当の理由があると認める場合には、これを受け入れることができる。」

(3) 仲裁廷の判断の態様について

【仲裁検討会資料6の 2 参照】

モデル法（模範法）第16条第(3)項にならう、仲裁廷は、当事者による審理判断権限の欠缺や踰越の主張についての判断を、次のいずれかの方法によりすることができるものとする。

ア 先決問題についての中間的な判断

イ 終局判断として行う次のいずれかの判断

a 仲裁廷が審理判断権限を有することを前提とする仲裁判断

b 問題とされた事項について審理判断権限を欠くことを理由とする仲裁申立ての全部又は一部の却下の判断

【説明】

仲裁廷の判断の態様については、枠内の考え方のほか、これに対する取消しのみで不服申立ては一切許されないとする考え方と、仲裁廷による仲裁判断権限についてのすべての判断に対して直ちに不服申立てを許容するとの立場がありうるが、枠内の考え方がモデル法の考え方に合致しているのではないかとの指摘もあったところであり、この考え方を採用してはどうか。

(参考)

・ モデル法（模範法）第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕

「(3) 仲裁廷は、本条(2)項に定める主張について、先決問題として、又は本案に関する判断において決定することができる。仲裁廷が自ら管轄を有する旨を先決問題として決定したときは、いずれの当事者も、その決定の通知受領後30日以内に、第6条に定める裁判所に対し、その点につき決定するよう申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立の係属している間、仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。」

・ ドイツ法第1040条〔仲裁裁判所の自己の管轄権を決定する権限〕

「(3) 仲裁裁判所が自ら管轄権を有すると判断したときは、第2項の異議について原則として中間判断によって判断する。この場合においては、いずれの当事者も、その判断の書面による通知の後1ヶ月以内に裁判所の裁判を申し立てることができる。この申立てが係属している間に、仲裁裁判所は、仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。」

・ 韓国法第17条〔仲裁判断部の判断権限に関する決定〕

「(5) 仲裁判断部は、第2項および第3項の異議に対して先決問題として決定するか、または本案に関する仲裁判断で合わせて判断することができる。
(6) 仲裁判断部が第5項の規定により先決問題として権限があると決定した場合、異議当事者は当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に仲裁判断部の権限に対する審査を申し立てることができる。
(7) 仲裁判断部は、第6項の規定による申請のため裁判が係属している場合にも、仲裁手続を進行するか、または仲裁判断を下すことができる。」

(4) 仲裁廷の判断についての裁判所に対する不服申立てについて

【仲裁検討会資料6の 2 参照】

仲裁廷が審理判断権限を有するか否かについての仲裁廷自身の判断に対する裁判所への不服申立てについて、どのように考えるか。

(A案) モデル法（模範法）第16条第(3)項にならい、つぎのような枠組みを設けるものとする。

ア 先決問題としての中間的な判断がされ、仲裁廷が審理判断権限を有するとの結論が示された場合

a 当事者は、当該中間的な判断を記載した書面を受領した日から所定の期間内に、裁判所に対し、仲裁廷の審理判断権限の有無についての決定を求める申立てをすることができる。

b 前記 a の申立てに対する裁判所の決定については、上訴することはできない。

c 仲裁廷は、裁判所に前記 a の申立事件が係属している間においても、仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。

イ 終局的な判断がされた場合

a 終局的な仲裁判断がされた場合

当事者は、仲裁判断取消しの裁判を申し立て、仲裁廷の審理判断権限の有無について争うことができる。

b 終局的な判断において、仲裁廷は審理判断権限を有しないとして仲裁申立てが却下された場合

仲裁申立て却下の判断を直接争う手段は、用意しない。

(B案) 仲裁廷の判断がそれ自身の審理判断権限を肯定するものであると否とを問わず、裁判所に対する不服申立てを認めるものとする。

【説明】

- ・ A案とほぼ同内容のモデル法(模範法)第16条第(3)項は、仲裁廷が仲裁手続を続行したものの、後に仲裁判断が取り消される場合の時間と費用の浪費についての懸念と、裁判所の判断を待つ間仲裁手続を停止させることによる仲裁延引による不利益についての懸念について議論された末、妥協的な案として設けられたものである。特に、裁判所に対する不服申立期間を30日に制限し、裁判所の決定に対する上訴を禁止して、仲裁手続の延引の抑制を企図したものとされる。
- ・ B案は、本条は仲裁廷に仲裁事件の審理判断権限があるか否かの問題であって、紛争を仲裁又は裁判いずれによって処理するかという根本的な事項が問題となる場面であり、この点を重視すれば、常に不服申立て(さらには通常の上訴)を可能にすべきであるとの考えに基づくものである。

なお、この考え方は、仲裁事件の審理判断権限の有無の問題は、仲裁人の選

定や忌避についての判断等裁判所が後見的な役割を担う場合と異なるとの理解を前提とするものである。

【コメント】

- ・ A案のような考え方に立った場合には、仲裁廷がそれ自身には審理判断権限がないとの判断を示した（このような判断は、常に終局的な判断として示されることになる。）ときは、これについての裁判所に対する不服申立手段を用意しないことになる（仲裁判断取消しの裁判の申立ては、審理判断権限があることを前提として本案について判断が示された仲裁判断を対象とするものと解され、仲裁判断取消しの裁判に関する規定の類推適用を認める説による場合は別として、直接にそれらの規定が適用されるとすることは困難ではないかと解される。）

また、A案のような立場では、仲裁廷が中間的な判断において、審理判断権限を有するとの結論を示したものの、これに対する裁判所への不服申立てがされ、裁判所が仲裁廷には審理判断権限がない旨の決定をした場合にも、これに対する不服申立て（上級裁判所への上訴）はできないこととなる。

及び の場合には、仲裁による紛争解決を欲する者には厳しい結果をもたらすようにも思われるが、私的紛争の最終的な解決の場は裁判所であることを前提とすれば、及び のような事態に至った場合には、いずれについても、以後、仲裁ではなく司法の場での処理によるものと割り切ることでどうかという問題となろう。

- ・ A案のような考え方に立つ場合には、裁判所が仲裁廷には審理判断権限がないと決定したときは、仲裁廷はそれ以後仲裁手続を続行する術を失うとするほかになく、その場合には、仲裁廷が「手続の続行を」「不可能と認めたとき」（モデル法（模範法）第32条第(2)項(c)）に該当するものとして、仲裁手続終了の命令を発することが考えられよう。
- ・ また、A案の考え方に立つ場合には、たとえば、中間的な判断において仲裁廷に審理判断権限があるとの判断が示され、これに対し裁判所に対する不服申立てがされたが、裁判所が決定をする前に仲裁廷が本案についての終局的な仲裁判断をし、その後、裁判所が仲裁廷には審理判断権限がないとの心証に至っ

た場合に、裁判所によるその旨の決定の可否を含め以後の処理がどのように規律されるかについては、なお検討する必要がある。たとえば、裁判所の決定前に終局的な仲裁判断が先にされた場合には、それ以後は、すべて終局的な仲裁判断そのものを争う手続、すなわち、仲裁判断取消しの裁判によってのみ処理されるべきものとするとも考えられるが、どうか。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕(前掲)
- ・ ドイツ法第1040条〔仲裁裁判所の自己の管轄権を決定する権限〕(前掲)
- ・ 韓国法第17条〔仲裁判断部の判断権限に関する決定〕(前掲)

2 仲裁廷による暫定的措置について

【仲裁検討会資料6の 参照】

モデル法(模範法)第17条にならう、当事者間に合意がある場合を除き、仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁廷の対象となっている事項に関し、いずれの当事者に対しても、仲裁のため必要と認める暫定的な措置を採ることを命ずることができ、いずれの当事者に対しても、相当と認める担保を立てさせることができるものとする。

【説明】

モデル法(模範法)17条の規定に相当する規定を設けるとする趣旨である。

なお、UNCITRAL仲裁作業部会においては、仲裁廷による暫定的な措置についての執行の問題について検討がされている。枠内の記載以上に上記作業部会の成果を規定しうるかについては、その動向を注視しつつ検討する必要がある。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第17条〔暫定措置を命じる仲裁廷の権能〕
「当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁廷は、当事者の申立てにより、紛争の対象事項に関し、仲裁廷が必要と認める暫定保全措置をとることをいかなる当事者に対しても命ずることができる。仲裁廷は、いかなる当事者に対しても、かかる措置に関して相当の担保を提供することを要求することができる。」
- ・ ドイツ法第1041条〔仮の権利保護の措置〕

- 「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、仲裁裁判所は、当事者の申立てに基づいて、係争物について必要と認める暫定的又は保全的な措置を命ずることができる。仲裁裁判所は、当事者に対して、このような措置に関連して適当な担保の提供を求めることができる。
- (2) 裁判所は、当事者の申立てに基づいて、第1項の措置の執行を許可することができる。ただし、これに相当する仮の権利保護の措置が裁判所に既に申し立てられている場合は、この限りでない。裁判所は、この措置の執行に必要なならば、命令を変更することができる。
- (3) 申立てに基づいて、裁判所は、第2項の決定を取り消し又は変更することができる。
- (4) 第1項の措置の命令が当初より不当であることが明らかとなるときは、その執行を求めた当事者は、相手方に対して、この措置の執行又は執行を阻止するためにした担保の提供によって生じた損害を賠償する義務を負う。損害賠償請求権は、係属する仲裁手続において主張することができる。」

・ 韓国法第18条〔臨時的処分〕

- 「(1) 当事者間に別途の合意がない場合には、仲裁判断部は、一方の当事者の申立てに基づき、決定で紛争の対象について必要であると認める臨時的な処分をなすことができる。この場合、仲裁判断部は、相手方に臨時的処分に代わって提出すべき担保の金額を定めることができる。
- (2) 仲裁判断部は、臨時的処分の申立人に適切な担保を提供すべきことを命ずることができる。」